

認定ファンドレイザー研修のための 「日本ファンドレイジング協会認定研修」要綱

1. 趣旨

認定ファンドレイザー制度においては、その2つの資格、すなわち「認定ファンドレイザー」及び「准認定ファンドレイザー」の資格獲得のための受験に際して、一定の研修を受けて「ポイント」を得ていることが条件のひとつとなっている。

その研修については、必修研修と選択研修の2種があり、このうち選択研修については、日本ファンドレイジング協会主催研修以外にも、全国各地で開催される研修のうち、下記の基準を満たす研修については、協会まで所定の書式で申請し、承認を得た後に当協会認定研修としてポイント付与の対象研修とすることができる。

これによって全国のファンドレイジング研修の水準の向上と資格獲得希望者への研修機会の増大を図る。

2. 協会認定研修の基準

1) 当協会の法人会員団体・企業であり、「協会認定研修実施パートナー団体」として事前承認がある団体が実施する以下の全ての条件を満たす研修であり、事前に当協会の承認を得て、当協会に告知文書の確認を受けるもの。

- ① 認定FR研修構成に関連するもの
- ② 参加費を徴収するもの（1人あたり1,000円以上）
- ③ 参加者による5段階評価の満足度評価を実施し、協会に報告できるもの
- ④ 認定ポイント所得希望者に研修IDを伝達し、かつ、認定ポイント所得希望者を協会指定のフォーム（電子データ）で報告出来るもの。

註) 当協会認定研修実施パートナー団体・企業について

以下の基準を全て満たす団体・企業であり、当協会の理事2名の推薦により理事会承認を得た団体を研修実施パートナー団体として認定する

- ・当協会の法人会員であること
- ・認定FR研修構成に関連する研修の十分な実績のあること
- ・透明性のあるガバナンスが担保されていること
- ・協会認定研修の実施に際しては、事前に協会に連絡し、情報をHPにアップすることに合意すること

2) 当協会認定研修実施パートナー団体以外であっても、別途定める当協会認定講師が行う研修で、かつ上記1)①、③、④を満たす研修は、認定研修としてポイント認定を行う。当協会認定講師については、「日本ファンドレイジング協会認定講師要綱」を参照のこと。

3. 手数料

認定研修登録事務手数料として研修ごとに20,000円を当協会に収める

以上